

令和2年度 第8回

江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

令和2年度第8回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和2年11月26日(木) 14:00~15:30	場 所	わくわくセンター
出席委員	1 村上 浩司 2 清水 正子 3 山田 隆見 4 下河内 昭博 5 川尻 一行 6 田中 正彦 7 中福 留美 8 久保田 守 9 小原 正清		
欠席委員			
出席者 総 数	出席委員 9名 欠席委員 0名		
その他 出席者	事務局長 藤田 幸広 書 記 寺西 修 書 記 佐山 靖裕 書 記 久保 彰裕		
議事録 署名委員	3番 山田 委員 4番 下河内 委員		
提出議題	議事 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第41号 非農地証明の申請について 議案第42号 空き家付き農地指定登録申請について 議案第43号 空き家付き農地指定登録解除申請について 議案第44号 農用地利用集積計画の決定について 協議事項		

1 開 会

寺西書記 定刻になりましたので、只今から令和2年度第8回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は9名中欠席者数0名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを御報告いたします。また、議事録作成のため、本会議を録音しますこととお知らせします。

それでは、最初に会長が御挨拶申し上げます。

議 長 皆様、お疲れ様でございます。新メンバーになって、初めての総会となります。なにぶん不慣れで御迷惑をお掛けしますが、議事進行が波風立たないようにやっていきますので、よろしく御協力をお願いします。簡単であります、私の自己紹介をしたいと思います。今年で、定年になりまして6年目になりました。今は、柑橘類を中心に柑橘園を4反と普通畑を1反、計5反を耕作しております。ミカン作りもまだまだで、美味しいかどうかは分かりません。皆様のように農業者として、経験豊かではありませんが、精一杯、やっていきたいと思っております。私のモットーで会は楽しくやりたいと思っております。また、ダラダラと長い会議は嫌いなので要点よくやりたいと思っておりますので、御協力をお願いします。

議 長 2 議事録署名者の指名について

それでは、日程第2の議事録署名者の指名ですが、本日の議事録署名者につきましては3番の山田委員と4番の下河内委員を指名させていただきます。なお、書記に藤田事務局長、寺西書記、佐山書記、久保書記を指名いたします。

3 諸 報 告

議 長 それでは、日程第3の諸報告ですが、事務局の方から何か有りますか。

寺西書記 本日は、新しい委員になりまして、初めての総会となりますので、本日、審議する事案について説明します。

- ・農地法第3条の許可申請について
- ・農地法第5条の許可申請について
- ・非農地証明の申請について
- ・空き家に附属する農地の指定申請と解除申請について
- ・農用地利用集積計画の決定について

事務局長 今回、配布している資料について説明させていただきます。○地区における重点地区一覧を御覧ください。これは、沖美町の○地区の地図となります。これまで、農業委員会の委員の皆様には農地の集積として、企業の参入を推進して

いくということをお話しさせてもらっているところでした。少し動きがありましたので、農業委員の皆様へ報告させていただきます。この会社は「株式会社 A」といって、静岡県静岡市の農業法人になります。これまでは、具体的な会社名を出したことは無かったのですが、11月12日に地元の農地の地権者の皆様へ参集していただき、農地を貸していただけないかという利用意向を聞いたところでございます。農地の地権者の中には貸すことに賛成の方、まだ、自分で耕作するので無理という方、売りたいという方が、それぞれおられると思います。今回、Aが〇地区の農地を集積し、流動化させていきたいということをお話しいたことで、〇地区で地権者の皆様へ対しての説明会を行いました。その時の参加人数の構成ですが、対象農地の地権者が46名中8名、家族を含めると13名の方が市内外から来られました。その中で、市議会議員が2名、農地利用最適化推進委員の西中さん、自治会長も出席され、説明会を開催しました。今後は広島県の農地中間管理機構に農地を預けていただいて、農地を集積し、農地改良を行い、企業へ貸していくということになるかと思っております。また、農業委員会の委員の皆様や農地利用最適化推進委員の皆様におかれましても、今後、いろいろとお世話になることもあると思っておりますので、この場を借りて御報告させていただきます。

議長 それでは、日程第4の議案第39号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局長 議案第39号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和2年11月26日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

番号1、譲渡人、江田島市長 明岳 周作、住所、江田島市大柿町大原 505 番地。職業、自治体。

譲受人、B、住所、能美町〇〇____番地。職業、農業。

所在地、能美町〇〇字●●。

地番、____番。地目、台帳及び現況ともに田。面積、11㎡。

地番、____番。地目、台帳及び現況ともに田。面積、12㎡。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「旧〇〇保育園敷地として利用していたが、売却に当たり境界を確定したところ、当該地が譲受人の農地と一体であったため譲渡する。」

譲受人は「隣接する農地で耕作しており、一体的な管理のため譲受する。」

議案第39号、受付番号1番、所有権移転。

譲渡人、江田島市長 明岳 周作、譲受人、B。

第2項第1号、全部効率利用。譲受人は、隣接地で耕作しており、一体的な管理を計画しており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。

第2項第4号、農作業常時従事。譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれる。

第2項第5号、下限面積。譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、下限面積を超える。

第2項第7号、地域調和。譲受人は現状で露地栽培を予定しているため、農地周辺の利用に支障を生じるとは考えられない。

以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

久保田委員

質問が2点あります。1点目は旧〇〇保育園の敷地が、なぜ、農地なのか。本当なら宅地でしょう。2点目は境界確定についてです。この境界確定は図面上の線引きを認定するものなのか。それとも、土地が崩れたりして、お互いの境界を決める和解契約的なものなのか。相手側を騙すような境界確定は、あってはならない。市がそのようなことをやるのがナンセンスで、農業委員会の議案にあがってくること自体がおかしいです。

事務局長

1点目の旧〇〇保育園の敷地についてですが、自治体、行政の立場でありながら、地目変更を怠っていたものだと思います。これについては、大変、申し訳ありませんでした。2点目の境界確定についてですが、旧〇〇保育園を今後売却する予定であるため、隣接地の境界を調べて測量を行い、隣接する敷地を分筆し、隣地の所有者に売却となったと、担当課から伺っております。その売却に当たり、登記地目が農地（田）であったための申請となっております。

議長

担当農業委員の田中委員は、何か意見ありますか。

田中委員

申請書のコピーで申請理由を見ましたが、何ら意見はありません。

寺西書記

一部、補足します。午前中に担当課である政策推進課に伺ったところ、境界確定を行う上で、公図の線と測量の線とを確定するためには、Bさんが訴訟して土地を取得するよりかは、今回のような売買が安価でスピード感があるものになるからということです。農地の売買上、面積は少ないけど農業委員会に申請した案件です。売買でなければ、市から贈与となり、議会等の案件になりますから、市とBさんが話し合いをして決まったことです。

久保田委員

和解契約であるから贈与にはならないでしょう。境界確定をして、市が土地を取込んで隣接地の所有者に売るなんてことは、それこそがナンセンスです。

中福委員

今は農業委員会の総会です。お互いに和解されて売買になったことを、農業委員会総会でダメというのは、それこそおかしな話で、農業委員会は農地の移動の許可をする場所ですよ。

川尻委員

境界の線引きがずれていることはよくあることでしょう。それを、はっきりさせるのにお互いが納得している案件を今ここで、久保田委員がどうこう言う問題ではないでしょう。

久保田委員	まあ、そう言われるのは想定していました。お互いに納得されているのを、今から、どうこう言う気はありませんが、初めての総会の1番目の審議で、こんなに時間がかかっているのは、議事が進みませんよ。はっきり言って、事務局は勉強不足ですよ。
事務局	承知しました。
議長	それでは、採決します。この案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。
委員	挙手多数（委員8人中、賛成7人）
議長	挙手多数。この1番の案件につきまして、許可とします。事務局は次、お願いします。
寺西書記	<p>番号2、譲渡人、C、住所、東京都武蔵野市〇〇__丁目__番_号。職業、無職。譲受人、D、住所、広島市東区〇〇__丁目__番__-__号。職業、会社員。所在地、能美町〇〇字●。</p> <p>地番、____番_。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、112㎡。</p> <p>申請理由は譲渡で、譲渡人は「相続により取得したが、市外に居住しており、隣接する宅地物件と一体で譲渡する。」</p> <p>譲受人は「江田島市で移住を考えており、農業も行うため隣接する宅地物件と併せて譲受する。」</p> <p>議案第39号、受付番号2番、所有権移転。</p> <p>譲渡人、C、譲受人、D。</p> <p>第2項第1号、全部効率利用。譲受人は、自家消費用の野菜類の栽培を計画しており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。</p> <p>第2項第4号、農作業常時従事。譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれる。</p> <p>第2項第5号、下限面積。譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、江田島市空き家に附属する農地の別段面積設定要領第2条の規定により指令江農委第__号、空き家付き農地として指定済みのため問題無い。</p> <p>第2項第7号、地域調和。譲受人は現状で露地栽培を予定しているため、周辺農地の利用に支障を生じるとは考えられない。</p> <p>以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。</p>
議長	2番の案件について、関係農業委員である、久保田委員の意見を伺いたいと思います。
久保田委員	特別ありません。

議 長	他に御意見等、有りますか。
委 員	無しの声有り。
議 長	採決に移りたいと思います。この2番の案件につきまして、賛成の方の挙手を求めます。
委 員	全員挙手。
議 長	挙手多数ということで許可とします。事務局は次をお願いします。また、もう少し議案を簡潔に説明してください。
寺西書記	<p>承知しました。</p> <p>番号3、譲渡人、E、住所、広島市安芸区〇〇__丁目__番_号。職業、会社員。</p> <p>譲受人、F、住所、沖美町〇__番地_。職業、会社員。</p> <p>所在地、沖美町〇字●●。</p> <p>地番、__番_。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、1,486㎡。</p> <p>地番、__番_。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、741㎡。</p> <p>申請理由は譲渡で、譲渡人は「相続により取得したが管理困難となり、隣接する宅地建物と一体で譲渡する。」</p> <p>譲受人は「農業に興味があり、隣接する宅地建物と併せて譲受する。」</p> <p>全部効率利用、農作業常時従事、下限面積については問題ありません。地域調和につきましても、現地写真を御確認してもらえると分かりますが、現況は荒れています。所有権移転が完了されますと、雑草、雑木の刈り取りを行い、柑橘やオリーブを耕作する予定と聞いておりますので、問題無いと思われれます。御審議をお願いします。</p>
議 長	3番の案件につきまして、関係農業委員の下河内委員の意見を伺いたと思います。
下河内委員	下河内です。11月17日に推進委員の大方さん、事務局と私で現地確認しました。事務局が説明したとおり、問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。
議 長	この案件につきまして、御意見、御質問はありますか。
委 員	無しの声有り。
議 長	採決に移りたいと思います。3番の案件につきまして、許可することについて、賛成の方の挙手を求めます。
委 員	全員挙手。

議長	挙手多数ということで許可とします。事務局は次をお願いします。
事務局長	本案件に申請当事者が出席しておりますので、本議案審議を一時退席します。 番号 4、譲渡人、不在者、G 他 4 名の不在者財産管理人、H、住所、能美町〇〇__番地__。職業、司法書士。 譲受人、I、住所、沖美町〇〇__番地__。職業、地方公務員。 所在地、沖美町〇〇字●●。 地番、__番__、地目。台帳及び現況ともに畑。面積、82 m ² 。 申請理由は譲渡で、譲渡人は「それぞれの不在者財産管理人となったが、譲受人がこれまでも管理していたことが判明し、譲受人の希望により譲渡する。」 譲受人は「これまでも当該地を管理していたが、今後の土地管理のため譲受する。」 議案第 39 号、受付番号 4 番。所有権移転。 譲渡人、不在者、G 他 4 名の不在者財産管理人、H。譲受人、I。 全部効率利用、農作業常時従事、下限面積、地域調和について、問題は無いと思われま。以上のことから、この申請は適正であると思ひます。御審議をお願いします。
議長	4 番の案件について、関係農業委員さんの下河内委員の意見を伺いたひと思ひます。補足等あれば、お願いいたします。
下河内委員	特に補足はありません。事務局の説明のとおり問題は無いと思われま。処理をお願いします。
議長	何か御意見、御質問ござひますか。
委員	無しの声有り。
議長	それでは採決に移りたいと思ひます。この 4 番の案件につきまして、許可することに賛成の方は挙手を求めま。
委員	全員挙手。
議長	賛成多数で許可とします。事務局は次の説明をお願いします。
事務局長	番号 5、贈与人、J、住所、沖美町〇〇__番地__。職業、無職。 受贈人、K、住所、広島市南区〇〇__番__号。職業、□□業。 所在地、沖美町〇〇字●●。 地番、__番__、地目、台帳及び現況ともに畑。面積、409 m ² 。 申請理由は贈与で、贈与人は「相続財産を整理していたところ、既に贈与済みと思っていたが、手続きが完了していないことから、改めて贈与する。」 受贈人は「今後も耕作を継続するため受贈する。」

議案第 39 号、受付番号 5 番、所有権移転。

こちらの案件についても、全部効率利用、農作業常時従事、地域調和に問題はありませぬ。下限面積は 409 m²で 1,000 m²を満たさないですが、後の案件の集積で農地を賃借して、合計 1,000 m²を超えていますので、下限面積には抵触していないので問題ありません。御審議をお願いします。

議 長 5 番の案件について、関係農業委員の下河内委員に伺いたいと思います。

下河内委員 5 番の案件についても、問題無いと思います。チェックシートの贈与人と受贈人の名前が間違っていますので、修正してください。

議 長 事務局は修正しておいてください。その他、御意見、御質問はありますか。

委 員 無しの声有り。

議 長 それでは採決に移ります。5 番の案件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員 全員挙手。

議 長 挙手多数で許可とします。以上で農地法第 3 条の審議を終わりました、議案第 40 号の農地法第 5 条の許可申請について、事務局から説明してもらいます。

寺西書記 議案第 40 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。
令和 2 年 11 月 26 日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

番号 1、賃貸人、L、住所、能美町〇〇____番地_。職業、地方公務員。

賃借人、株式会社 M 代表取締役 N、住所、呉市〇〇____番地_。職業、会社役員。

所在地、能美町〇〇字●●。

地番、____番_、地目、台帳、田、現況、雑種地。面積、571 m²。

地番、____番_、地目、台帳、田、現況、雑種地。面積、600 m²。

申請理由は賃貸借で、賃貸人は「相続により当該地を取得したが、取得前から賃借人に貸与していたが、手続きが完了していないことが判明したため、顛末書を添付の上、申請する。

賃借人は「当該地をカキ養殖用の資材置場として、今後も利用するため借り受ける。」以上です。御審議をお願いします。

議 長 本案件につきましては、関係委員が久保田委員なので意見を伺いたいと思います。

久保田委 本日の案件の中で、1 番難しい案件だと思います。本総会前に何度も事務局

員
と事前レクを行いました。今後のやり方の意見を述べさせていただき、前に進もうと思います。約30年前から、無断転用がされていて、今回の申請人が市役所の職員であること。お父さんから娘さんに相続され、その娘さんが亡くなったため申請人のLさんに相続されたことです。約30年前の事案になると、能美町時代の事案になります。この農地は元の本庁から近く、幹線道路です。それなのに、ずっと放置されていたことが残念でなりません。今更、ペナルティを課して、原状回復させても意味が無いことです。顛末書を提出すれば、何でも認めてもらえるというやり方は、あまり好きではないけど、認めるしかない訳です。農地の所有者と賃借人の双方に落ち度がある訳ですが、昭和35年4月8日の最高裁の判例で事後的に許可する、追認という手法が取られました。だから今回も過去を問わずに、許可を追認という形で認めるしかないと思います。

議長 只今の久保田委員の意見に何か反論等はありませんか。

委員 無しの声有り。

議長 それでは私の意見を少し述べさせていただきます。こういった案件は、ある意味、仕方のないことだと思います。結果的には追認という形になりますが、行政的には顛末書を提出していることから、行政処分も受けていることにもなります。私の意見では追認で許可としたいと思いますが、皆様の意見はどうでしょうか。採決を取りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 賛成多数で本案件は許可とします。事務局は次をお願いします。また、議案は事前に各委員の皆様に配布しているので、事務局は議案を棒読みせずに、コンパクトに説明してください。

寺西書記 番号2、賃貸人、O、住所、大阪府大阪市阿倍野区〇〇__丁目_番_号●●__号。賃借人、株式会社 P 代表取締役 Q、住所、能美町〇〇__番地。申請理由は賃貸借で、賃貸人は「相続により当該地を取得したが、市外在住で管理困難なため、賃借人からの希望もあり、賃貸する。」賃借人は「建設予定施設の従業員駐車場として使用するため、借り受ける。」契約期間、21年間、自動車35台分を整備計画です。御審議をお願いします。

議長 この案件につきましても、関係委員の久保田委員の意見を伺います。

久保田委員 特にありません。

議長 皆様方は何か御意見ありますか。

委員	無しの声有り。
議長	この2番の案件について、採決に移りたいと思います。本案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
委員	全員挙手。
議長	挙手多数で本案件は許可とします。以上で農地法第5条の審議を終わりました。議案第41号の非農地証明の申請について、事務局から説明してもらいます。
寺西書記	議案第41号、非農地証明の申請について。農地法第2条第1項の規定により、次のとおり証明申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和2年11月26日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。 番号1、申請人住所、東京都武蔵野市〇〇__丁目__番__号、氏名、C。 2筆の農地の申請で、申請理由は「昭和の終わり頃から耕作しないまま現在に至り、現況は雑木林になっている。」こちらについては、11月18日に久保田委員、田中委員、久保推進委員、寺西書記、佐山書記で現地確認を行いました。申請に問題は無いと思いますので御審議をお願いします。
議長	1番の案件について、関係委員の久保田委員の意見を伺いたいと思います
久保田委員	足を踏み入れることもできないくらいの農地でしたので、特に問題は無いと思います。
議長	他に何か御意見、御質問はありますか。
委員	無しの声有り。
議長	それでは採決に移りたいと思います。1番の本案件につきまして、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手。
議長	全員賛成ということで、本案件は許可とします。事務局は次の説明をお願いします。
寺西書記	番号2、申請人住所、広島市安佐南区〇〇__丁目__番__号、氏名、R。 4筆の農地についての申請で申請理由は「20年以上前に耕作をしなくなり、市街在住で耕作することができないまま現在は雑木林になっている。」こちらも地目変更するための申請です。11月18日に川尻委員、清水委員、尾上推進委員、城山推進委員、佐山書記、寺西で現地確認を行いました。この申請についても問題無いと思いますので御審議をお願いします。

議 長 本案件につきまして、関係委員の川尻委員に意見を伺いたいと思います。

川尻委員 事務局の説明のとおり、先日、立会いに行きました。確認しましたが、問題無いと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長 他に御意見ありませんか。

委 員 無しの声有り。

議 長 それでは採決に移ります。2番の案件について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全員賛成ということで許可とします。事務局は次、お願いします。

寺西書記 番号3、申請人住所、広島市佐伯区〇〇_丁目__番__号、氏名、S。
1筆の申請となっています。申請理由は「11年以上前から亡父が耕作をしなくなってから現在に至り、現況は雑木林になっている。また、広島県森林保全課から当該地を保安林として指定する旨の打診があり、地目変更の必要があるため申請する。」こちらも地目変更をするための申請です。現地確認を11月17日に村上委員、中福委員、小松推進委員、佐山書記、寺西で行いました。特に問題は無いと思いますので御審議をお願いします。

議 長 本案件につきまして、関係委員の村上委員の意見を伺いたいと思います。

村上委員 大柿町の村上です。先程、事務局が説明したとおり間違いありません。よろしく申し上げます。

議 長 それでは、皆さん、他に御意見等ございませんか。

委 員 無しの声有り。

議 長 それでは採決に移ります。本案件について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全員賛成ということで、本案件を許可とします。以上で非農地証明の申請を終わりました。議案42号、空き家付き農地指定登録申請を事務局から説明をお願いします。

寺西書記	<p>議案第 42 号、空き家付き農地指定登録申請について。農地法第 3 条第 2 項第 5 号及び江田島市空き家に附属する農地の別段面積設定要領第 4 条の規定により、次のとおり指定登録申請があったので農業委員会の議決を求める。令和 2 年 11 月 26 日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。</p> <p>申請人住所、広島市中区〇〇__丁目__-__、氏名、T、〇〇__丁目の 2 筆の案件です。申請理由は「隣接する宅地及び家屋と一体として売却したいが、当該土地が農地あることに加え、下限面積を下回るため空き家付き農地として申請する。(合計面積、280.39 m²)」以上です。御審議をお願いします。</p>
議 長	<p>本案件につきまして、関係委員は山田委員でございます。御意見を伺います。</p>
山田委員	<p>この農地につきまして、11 月 16 日、現地確認に私と推進委員の中田さん、事務局の寺西さん、佐山さんで行って来ました。この農地は空き家に隣接する農地で綺麗に管理されています。空き家付き農地として、問題無いと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>皆様方、何か御意見ございますか。</p>
委 員	<p>無しの声有り。</p>
議 長	<p>それでは、採決に移りたいと思います。本案件につきまして、空き家付き農地に登録することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
委 員	<p>全員挙手。</p>
議 長	<p>全員賛成でございますので、許可とさせていただきます。以上で空き家付き農地指定登録申請を終わりました。議案第 43 号、空き家付き農地指定登録解除申請を事務局から説明をお願いします。</p>
寺西書記	<p>議案第 43 号、空き家付き農地指定登録解除申請について。農地法第 3 条第 2 項第 5 号及び江田島市空き家に附属する農地の別段面積設定要領第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり指定登録解除申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和 2 年 11 月 26 日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。</p> <p>申請人住所、広島市東区〇〇_丁目__番__-__号、氏名、U、能美町〇〇の案件で 4 筆の農地があります。申請理由は「隣接する宅地及び家屋と一体として購入後、所有権移転が完了したため空き家付き農地の指定登録解除申請をする。」こちらの案件は、売買は昨年 12 月に行われましたが、所有権移転登記が今頃になりましたので、事務局から催促をしての申請となりました。当該地は現在も農地として綺麗に管理されているので、問題は無いと思います。本案件は報告だけとなりますので、指定登録解除を許可してもらえればと思います。</p>
議 長	<p>皆様、何か御意見ございますか。</p>

委員 無しの声有り。

議長 それでは採決に移りたいと思います。本案件の指定登録解除の許可に賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全員賛成でございますので、許可とさせていただきます。以上で空き家付き農地指定登録解除申請を終わりました、議案 44 号、農用地利用集積計画の決定を事務局から説明してください。

寺西書記 議案第 44 号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、江田島市長から江田島市農用地利用集積計画の決定について依頼があったので、農業委員会の議決を求める。令和 2 年 11 月 26 日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

こちらの案件につきまして、農業委員さんに関係する事案がございますので、V委員の退席をお願いします。

V委員、一時退席。

番号 1、賃貸借権、所在地、能美町〇〇字●●____-、賃貸人、W、賃借人、V、新規の案件です。

番号 2、使用貸借権、所在地、沖美町〇〇字●●____、貸人、X外 1 名、借人、Y、新規の案件です。

番号 3、使用貸借権、所在地、沖美町〇〇字●●____-、貸人、X、借人、Y、新規の案件です。以上 3 件の農用地利用集積計画の決定について、江田島市から依頼がありました。御審議をお願いします。

議長 本案件について、何か御意見ございますか。

委員 無しの声有り。

議長 それでは採決をさせていただきます。農用地利用集積計画の決定について賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全員賛成ということですので、本案件の集積計画の決定について許可といたします。以上で農用地利用集積計画の決定を終わりました、日程第 5 の協議事項に入ります。事務局から何かありますか。

V委員、着席。

寺西委員 2点ございます。1点目は、毎年1月の総会後に行われていた新年会でございますが、昨今の諸事情により大人数での会合等を避けたいので、本年の新年会は中止させていただきます。そのため、1月の総会の始まり時間が予定の午後4時から午後2時に変更しますので、お間違いのないようにお願いします。

2点目は、江田島市農業委員、農地利用最適化推進委員の互助会費についてです。本来なら全委員を集めて協議したいところではございますか、先程も申しましたとおり密を避けたい状況ですので、全委員総会を行わない方向でおります。ですから、現行どおり互助会費を今年も集めさせていただきます。会費を事務局が保管しない方が良く思っていたのですが、互助会規約の変更に至らないので、今年は集金させていただきます。また、互助会規約をお手許に配布しておりますので、一読していただき御意見が有る場合は申し出てください。以上です。

議長 分かりました。皆様も一読してもらいまして、互助会について御意見がある場合は次の機会にでもお願いします。それでは、本日の議案は全て終わりました。皆様の方から他に御意見はございますか。

委員 無しの声有り。

議長 無いようですので、本日の総会は以上で終了とさせていただきます。ありがとうございました。